

令和3年第2回（6月）大磯町議会定例会

議案第28号説明資料

令和3年6月1日

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

資料

1	改正概要	1
2	改正内容	1
3	新旧対照表	2

議 会

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

○ 改正概要

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、全ての議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など議員として活動をするに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するもの。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めることに伴い、所要の改正を行う。

○ 改正内容

1 「標準町村議会会議規則」の改正に伴う改正

(第2条関係)

- (1) 議会における議員の欠席の届出の取扱いに関し、議会への欠席事由を明記するとともに、議員が出産のため出席できない時の日数の範囲について定める。

(第84条関係)

- (2) 請願書の記載事項等の取扱いに関し、押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印の規定に改正する。

2 施行日

公布の日から施行します。

大磯町議会会議規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 省略 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3条～第12条 省略 第2章～第8章 省略 第9章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第84条 請願書には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）</u>を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）</u>が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第85条～第89条 省略 第10章～第19章 省略</p> <p>附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 省略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 省略 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3条～第12条 省略 第2章～第8章 省略 第9章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第84条 請願書には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、<u>押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>第85条～第89条 省略 第10章～第19章 省略</p> <p>別表 省略</p>